

# I 基本的な考え方

## 1. はじめに

平成 23 年の東日本大震災においては、多数の高齢者や障害者等が犠牲となるとともに、消防職員・消防団員、民生委員などの多くの支援者の方も犠牲となりました。東日本大震災の教訓を踏まえた、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、各区市町村において、名簿作成の取組が進められてきました。

また、近年の災害においても、災害における全体の死者のうち高齢者の割合は高く、依然として高齢者や障害者等が犠牲となっている状況を踏まえ、令和 3 年に同法が改正され、自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援などを実施するための計画である個別避難計画の作成が、区市町村の努力義務とされました。

あわせて、内閣府において、区市町村が避難行動要支援者対策の事務を行う際に留意すべき事項等をまとめた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「内閣府取組指針」という。）が改定され、計画作成の優先度が高いと区市町村が判断する者については、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、改正法施行後からおおむね 5 年程度で個別避難計画作成に取り組むといった作成目標や、計画の作成に関する留意事項などが盛り込まれました。

令和 3 年の災害対策基本法改正により個別避難計画の作成が区市町村の努力義務とされたことを受けて、都内の区市町村では、計画作成の取組が進められており、また、都においても区市町村の取組を推進するため、令和 4 年度から包括補助事業により区市町村の効果的・効率的な計画作成の取組を財政的に支援するほか、防災・福祉保健主管部局を対象とした災害時要配慮者対策に係る研修会の開催等による技術的支援を実施しています。

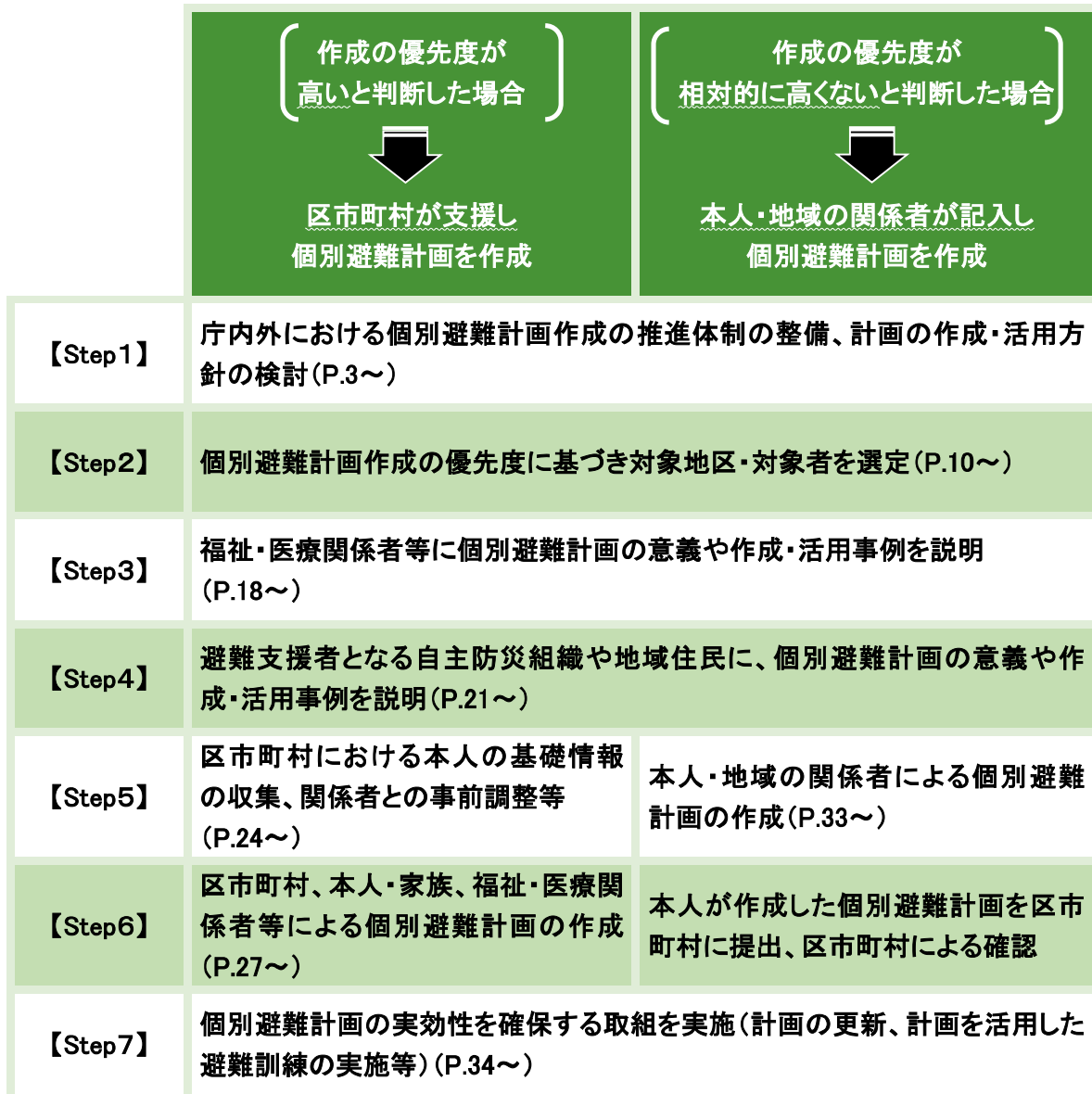
本年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震では、石川県を中心に甚大な被害が確認されていますが、改めて高齢者や障害者など要配慮者に対する災害時支援の重要性が認識されており、災害発生時だけではなく、平常時から避難行動要支援者対策を進める必要があります。

本手引きは、区市町村における個別避難計画の作成や、災害発生時の避難に向けた実効性のある計画作成の取組を推進するため、内閣府取組指針や内閣府の「個別避難計画作成モデル事業」の成果等を参考とし、計画作成・活用に当たり留意すべき点や参考となる事項を示したものです。

## 2. 個別避難計画作成の流れ

内閣府取組指針においては、個別避難計画作成の優先度が高いと判断した場合と優先度が相対的に高くないと判断した場合に分けて、計画作成の流れを次のとおり示しています。各自治体の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体の計画を作成するため、区市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、本人や家族・地域の関係者が記入する計画づくりを進めることが適当です。

なお、区市町村において優先度を判断する目安としては、①ハザードの状況、②対象者の心身の状況・情報取得や判断への支援が必要な程度、③独居等の居住実態・社会的孤立の状況の3つが挙げられます。Step 2 (P.10～) で優先度の設定について説明していますので、詳細はそちらをご参照ください。



※上記の「計画作成の流れ」は、内閣府が示している一例ですので、必ずしもこのとおり取り組まなければならないものではありません。